

保険料の納付について	納付の方法は？	①納付書により直接金融機関または郵便局で納付する。 ②納付組合に加入して納付する。(一部地域のみ) ③金融機関または郵便局の口座振替で納付する。													
	納期は6月から翌年3月までの10回	納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期			
	支払月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
		納期限は、毎期末(7期のみ)2月30日です。末日が金融機関等の休業日のときは、翌営業日になります。													
	納付書はいつ送られてくるの？	納付書は、冊子形式で次の表のとおり年4回送付します。納付の際は切り離さずに納期限を確認のうえ、金融機関等の窓口で納付してください。													
		送付月	6月			7月			10月			1月			
		納期	1期・全期※			2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
			通知書+納付書			納付書のみ									
		ただし、年度途中の新規加入等により保険料に更正がある方は、手続きをした翌月に全期分と送付月分の納付書をお送りします。 (例) 6月に新規加入された時													
		送付月	7月			8月			10月			1月			
		納期	2期・全期※			3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		
			通知書+納付書			納付書のみ									
		※全期・・・納期末到来の一括分 7月の全期については2期～10期分です。 保険料に更正があった場合は、変更前と変更後の納付書が重複する場合があります。変更前の納付書はご使用にならないでください。 分納されている方は、毎月納付書を送付します。													

保険料を滞納するとどうなるの？

災害や特別の事情がないのに保険料を滞納すると、次のような取り扱いとなります。

- ①「保険証」を返してもらい、「被保険者資格証明書」が交付されます。各納期限から一年間保険料を滞納した場合、保険証(被保険者証または短期被保険者証)を返還してもらいます。
- ※返還を求められる場合は通知します。返還を求められた世帯主は、災害その他特別の事情のある場合を除き、保険証を返還しなければなりません。

保険証が返還されると、代わりに「被保険者資格証明書」(以下「資格書」という)を交付します。

この場合、診療費等は、いったん全額自己負担していただき、後日支給申請をしていただくこととなります。※返還を求められた場合で、災害その他特別の事情のある場合には、直ちに届け出が必要です。届け出がなかった場合でも、弁明ができますが、弁明書の提出が必要です。※分納の納付額は、各納期の一番古い期に充当されます。各納期の納付額に満たない場合は、滞納扱いとなり、この期から一年間の間に当期分が完納とならない場合は、保険証の返還対象となります。

お忙しい方、「不在がちな方

保険料の納付や還付金の受け取りは便利な口座振替で!!
納めに行く手間が省け、納め忘れがありません。

◎振替の手続き

市内の金融機関・郵便局に備え付けの口座振替依頼書により手続きしてください。

《手続きに必要なもの》

- ① 預・貯金通帳用の印鑑
- ② 預・貯金通帳
- ③ 被保険者証番号

◎振替開始

手続き完了(申込みから一ヶ月後、ハガキで振替開始のお知らせをします(それまでは、納付書でお納めください))。

◎振替日

毎月末日(十二月は三十日)です。ただし、末日が土曜・日・祝祭日および金融機関等の休業日の場合は、翌営業日となります。

◎口座振替済通知書の送付について

一年間(二月～十二月)に振替した金額を記載した「口座振替済通知書」を翌年二月上旬に送付します。それまでの間の振替結果は、預・貯金通帳で確認してください。

◎振替できなかった場合

残高不足等で振替できなかった時は、納期の翌月に督促状を送付します。再振替はできませんので、督促状で金融機関等の窓口にて納付してください。なお、振替不能通知は送付しません。



★保険証を再度交付できる場合★
滞納した保険料を完納したとき、著しく減少したときまたは災害など特別の事情があると認められたときは、保険証を再度交付します。

②期間の短い「短期被保険者証」の交付となる場合があります。
災害その他特別の事情のあると認められ、資格書の交付対象とならない場合であっても、徴収猶予(分納を含む)中で、賦課額に対して納付が少ない、あるいは、納付誓約を誠実に履行しない場合等、納付状況によって短期証が交付されます。

③保険給付が差し止められます。
各納期限から一年六ヶ月間保険料を滞納した場合、療養費、高額療養費、出産育児一時金等の保険給付の全額またはその一部が差し止められることがあります。
※災害その他特別な事情のある場合には、届け出が必要です。

④差し止めた保険給付額から滞納保険料が控除されます。
資格書の交付を受け、保険給付が差し止められている世帯主が、なお保険料を滞納した場合は、差し止めた保険給付額から滞納保険料額が控除され、滞納保険料に充当されます(控除する場合はお知らせします)。